



10月1日より貝塚市定住促進住宅総合事業を開始します

市では、若年世帯等の転入・定住促進や親子同居支援などを目的に、補助事業及び固定資産税の特例措置を実施しますので、取材等をよろしくお願ひします。

制度開始日 平成28年10月1日から

主な制度の概要 (詳細は別紙資料をご参照ください)

①貝塚市若年世帯住宅取得補助金 <まちづくり課>

貝塚市に親世帯が在住している貝塚市外在住の40歳未満の若年世帯が、10月1日以降に住宅の購入等をする場合、その費用を最大65万円まで助成します。

②貝塚市親子同居支援補助金 <まちづくり課>

貝塚市に親世帯が在住している45歳未満の壮年世帯が、10月1日以降に親世帯と同居する場合、その引っ越し費用を最大15万円まで助成します。

③貝塚市三世帯同居等支援のための固定資産税の特例措置 <課税課>

三世帯等で同居される新築住宅の固定資産税を軽減します。

○また貝塚市定住促進住宅総合事業にあわせ、池田泉州銀行では対象者向けに住宅ローンの金利引き下げ等の特典や、損保ジャパン日本興亜では火災保険等の優遇制度などのサービスが開始されます。

報道解禁 平成28年9月21日(水) 正午より

問合せ先

①・② まちづくり課

担当：川壽、山中 TEL072-433-7214

③ 課税課

担当：森田、西川 TEL072-433-7255

貝塚市で住宅取得するなら、今!!

～貝塚市定住促進住宅総合事業をはじめました～

(平成 28 年 10 月スタート!)



1. 貝塚市若年世帯住宅取得補助金

親世帯が貝塚市に定住しており貝塚市外在住の若年世帯（40歳未満）が、貝塚市内で住宅の新築や購入をする場合、その費用を一部助成します。

対象者と主な補助要件

- ・貝塚市外に在住している2人以上の世帯で、世帯全員が40歳未満の若年世帯が、平成28年10月1日以降に貝塚市内に居住するために住宅を所有すること
- ・親世帯が貝塚市内に継続して5年以上在住していること
- ・市税等を滞納していないことや同一要綱の補助を貰っていないこと等

補助額

補助条件	住宅の取得	親世帯と同居	貝塚市在勤者	太陽光システムの設置	ソーパネルの設置
補助額(加算額)	35万円	+15万円	+5万円 ^{注①}	最大+5万円 ^{注②}	+5万円 ^{注②}
補助対象費用	(売買契約金額等)	(売買契約金額等)	(売買契約金額等)	(設置費)	(設置費)
基礎補助額となります。		条件が合えば基礎補助額に加算できます。(最大65万円)			

- ・注①：貝塚市在勤者は複数居られても一律5万円となります。
- ・注②：分譲マンションは太陽光システムとコージェネレーションシステムの設置に関する補助金は対象外となります。
- ・注③：太陽光システムの加算額は、1kWあたり(小数点第2位以下切捨)1万円となります。

2. 貝塚市親子同居支援補助金

壮年世帯（45歳未満）と貝塚市内に在住している親世帯が新たに貝塚市内で同居する場合、その引っ越し費用を一部助成します。

対象者と主な補助要件

- ・貝塚市内・外で在住している2人以上の世帯で、世帯全員が45歳未満の壮年世帯が、平成28年10月1日以降に貝塚市内で親世帯と同居すること
- ・親世帯が貝塚市内に継続して5年以上在住していること
- ・親世帯と壮年世帯で所有している住宅が1軒(分譲マンションは同室)であること
- ・市税等を滞納していないことや同一要綱の補助を貰っていないこと等

補助額

- ・引っ越し費用について最大15万円



なお、池田泉州銀行で補助金対象世帯向けに住宅ローンの金利引き下げ等の特典がございます。詳細は池田泉州銀行貝塚支店(072-431-4626)又は東貝塚支店(072-427-7621)までお問い合わせください。

また、損保ジャパン日本興亜は上記住宅ローンを通じた火災保険の取扱い、その他サービスを提供しています。詳細は損保ジャパン日本興亜 岸和田支社(072-438-1881)までお問い合わせください。

～三世代同居される新築住宅の固定資産税を軽減します～



3. 貝塚市三世代同居等支援のための固定資産税の特例措置

新築後の3～5年間、家屋の固定資産税を軽減します。

対象要件

次の(1)、(2)のいずれも満たす方

- (1) 平成28年1月2日から平成31年1月1日までに新築された住宅（地方税法上の新築軽減の対象となるもの。賃貸住宅は対象外。）を所有されている方
- (2) 貝塚市に住民登録をし、上記の住宅に三世代同居等をしている方

※三世代同居等とは、親、子、孫及びひ孫のうち三世代以上が、1棟の建物に同居又は同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の建物に居住することをいいます。

ただし、分譲マンション等であるときは、同一棟に居住する場合に限りです。

軽減額

地方税法上の新築軽減の対象となる固定資産税額（居住床面積120㎡までの固定資産税額）から、新築軽減により減額される額（1/2相当額）を差し引いた残りの額を免除します。都市計画税の軽減はありません。

軽減期間

- | | |
|--------|------------------------------|
| 一般住宅 | 新築後の3年度分（3階以上の中高層耐火住宅等は5年度分） |
| 長期優良住宅 | 新築後の5年度分（3階以上の中高層耐火住宅等は7年度分） |

注意事項

- ・市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税を滞納している場合は、特例措置は適用されません。
- ・特例措置適用期間中に、対象住宅から、親、子、孫またはひ孫が転居するなど、三世代同居等が形成されなくなった場合は特例措置の適用を取り消します。



平成28年10月